

ペットは正しく飼つてあげよう

●犬の放し飼いはやめよう

放し飼いの犬が、子どもなどを追いかけてケガをさせたり、犬自身が交通事故に遭ったりすることがあります。きちんと鎖などをつないで飼いましょう。



また、犬の首輪には必ず鑑札を付けてください。鑑札の付いていない犬は、野良犬と同じ扱いとなります。
●フンの後始末をしっかりしよう

散歩中の犬のフンは、道路や公園に放置せず、必ず責任をもって処理しましょう。処理後のビニール袋の投棄も絶対にやめましょう。

◆犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、市町村での登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回です。

▼環境政策課 ☎23局3541

ひとり親家庭の相談

生活や子育て、就業などお気軽にご相談ください。

▼場所 市役所子育て支援課 ▼時

間 午前8時30分～午後5時（予約優先） ▼その他 予約者に限り、田原・赤羽根福祉センター、あつみライフランドでも相談可

▼子育て支援課

☎23局3513 FAX23局3545

年末の交通安全県民運動 12月1日火～10日木

年末年始を迎えるこの時期は、最も交通事故が多発する時期です。飲酒運転は絶対にやめ、思いやりある運転で交通事故をなくしましょう。

●運動の重点

- 飲酒運転を根絶しよう
- 子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう
- 後部座席を含めたすべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう



▼市民協働課

☎23局3504 FAX23局0180

年末の安全なまちづくり県民運動 12月1日火～20日日

12月は年の瀬を控え、犯罪がおこ

りやすい時期です。

また、市内では自動車やオートバイ、自転車などの車両を対象とした窃盗犯罪の増加が心配されます。

これを防ぐため、年末にむけて、地域の皆さんと防犯協会、警察、市が協力しあい、犯罪を未然に防ぐ活動を強化して展開します。皆さん一人一人が防犯意識を高めながら、安心して暮らせるまちづくりをめざしましょう。

●運動の重点

- 住宅を対象とした侵入盗の防止
- 特殊詐欺の被害防止
- 自転車盗の防止
- ひったくりなど街頭で発生する犯罪の防止

【年間取組事項】



▼市民協働課
☎23局3504 FAX23局0180

人権週間

12月4日金～10日木

人権は、私たち一人一人の生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。

日常生活を振り返って、「他人の

権利を侵していることはないだろうか」「自分の人権が侵されていないだろうか」など、身近なことから人権を考えてみましょう。

日ごろの生活の中で困りの方は、お近くの人権擁護委員または法務局にご相談ください。

▼名古屋法務局豊橋支局

☎(0532)54局9278

FAX(0532)54局9280



寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼10月15日、田原市医師会様から田原市内保育園、専門学校などの保健向上・園児、学生の健康保持のため、パルスオキシメータ23台。



◆お詫びと訂正

広報たはら11月1日号7頁、家庭相談員の氏名に誤りがありました。お詫びして訂正します。
正しくは、渡辺美保子さんです。